

専務理事業務内規

平成 19 年 5 月 7 日総務部門承認
(以後、関係規程の改正により随時改正)

(総則)

第 1 条 専務理事は定款第 1 3 条第 1 項第 (3) 号により、会長及び副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。

(専務理事の担当業務)

第 2 条 専務理事は、土木学会規程類に記載されたつぎの各号の業務を担当する。

(細則)

(1) 細則 第 2 6 条 (専務理事) に基づき、細則 第 2 5 条第 1 項 (各部門、技術推進機構)、第 2 項 (運営会議)、第 3 項 (予算会議)、第 4 項 (技術推進機構運営会議) を担当するほか、各部門の連絡調整にあたる。

(2) 細則 第 4 0 条 (事務局) に基づき、事務局を統括する。

(運営規程)

(3) 運営規程第 2 条 (総会) 第 3 項に基づき、総会の開催結果を理事会に報告する。

(4) 運営規程第 3 条 (理事会) 第 4 項に基づき、つぎの事項を理事会に報告する。
理事会決定にかかる主要事項処理状況
その他の重要事項

(5) 運営規程第 5 条 (運営会議) に基づき、運営会議の構成員となる。

(6) 運営規程第 6 条 (予算会議) に基づき、予算会議の構成員となる。

(7) 運営規程第 8 条第 2 項 (支部長会議) に基づき、支部長会議の構成員となる。

(8) 運営規程第 1 2 条 (補助金交付の申請) のただし書きに基づき、第 2 年度以降にかかる申請の可否を決定する。

(9) 運営規程第 1 6 条 (事務局関係) に基づき、第 1 項第 (1) 号 (管理職以外の職員の採用・職階) の決定、第 2 項第 (2) 号 (管理職以外の職員の給与決定) の決定。

(技術推進機構運営規程)

(10) 機構運営規程第 3 条 (技術推進機構運営会議) 第 2 項第 (1) 号に基づき、技術推進機構運営会議の構成員となる。

(受注研究取扱規程)

(11) 受注研究取扱規程第 6 条 (見積書等の提出) に基づき、見積額 5 0 0 万円以下の見積書の提出。

(災害緊急対応業務規程)

(12) 災害緊急対応業務規程第 8 条 (派遣決定) に基づき、社会支援部門会議への災害状況の報告。

(13) 災害緊急対応業務規程第9条(対策本部の設置)に基づき、対策本部の本部長の業務。

(14) 災害緊急対応業務規程第13条(土木学会災害調査団団長)に基づき、団長候補者の選任・登録。

(15) 災害緊急対応業務規程第15条(土木学会災害調査団の使命と設置期間)に基づき、調査団の使命を団長に指示し、設置期間を設定。

(16) 災害緊急対応業務規程第23条(解散)に基づき、調査団および対策本部を解散。

(土木図書館規程)

(17) 土木図書館規程第5条(副館長)に基づき、土木図書館の副館長の任にあたる。

(共催・後援・協賛等に関する規程)

(18) 共催・後援・協賛等に関する規程第5条(共催等の承諾の決定)に基づき、理事会が決定するもの以外のものの決定。

(会計規程)

(19) 会計規程第6条(経理責任者)に基づき、経理責任者の任にあたる。

(その他)

(20) 内規等その他の規程類に定める業務

(選任)

第3条 専務理事は定款第12条第2項により、理事の中から互選で定める。なお専務理事候補者は土木学会役員候補者選考規程第1条および第2条第3項に基づき、予め理事候補者として理事会の議を経て総会の議案として提出されるとともに、同条第1項および第2項に基づき、予め専務理事候補者として理事会の議を経て土木学会総会後開催される理事会に推薦される。

(給与等の決定)

第4条 運営規程第9条に定める専務理事に対する給与、退職手当等については、「専務理事給与等に関する申合せ(平成19年5月7日付け)」をふまえ、総務および財務・経理担当理事の意見をもとに会長が決定する。

(任期等)

第5条 専務理事の任期は細則第22条により、理事として再任されることを前提として、2期4年を原則とし、さらに延長することを妨げない。